

新規制基準適合性審査の進捗状況等について (発電用原子炉関係)

○概況

- ・新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状 ··· 2
- ・新規制基準適合性審査における主な審査状況（設置変更許可） ··· 4

○審査進捗状況表

- ・本体施設 ··· 5
- ・特定重大事故等対処施設 ··· 22

新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状(総括表)

令和8年1月6日 時点

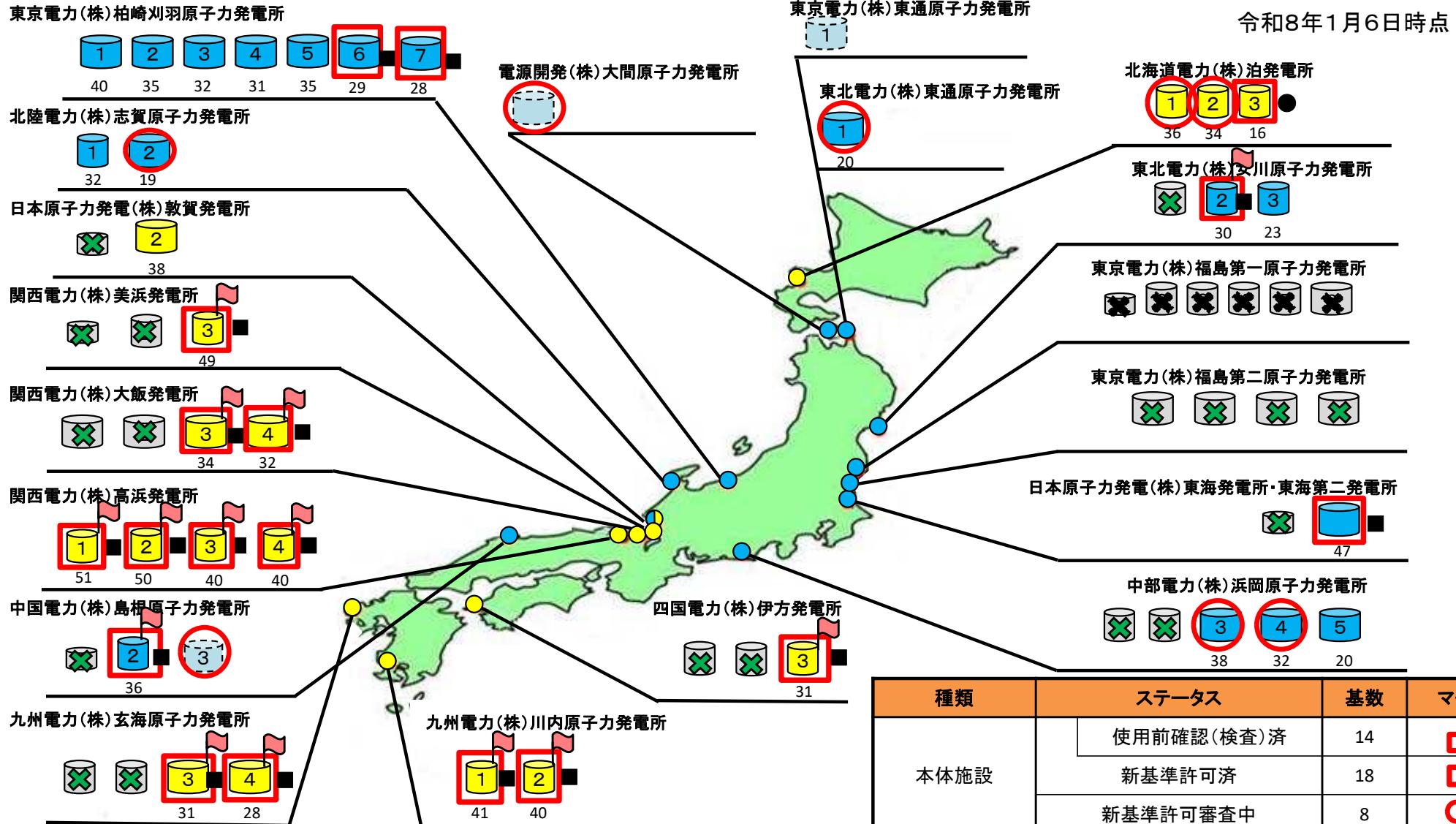
No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査※1				使用前確認終了日※2	運転開始日	経過年数	廃止措置計画認可	
				申請日	設置変更許可日	設計及び工事の計画の認可日	保安規定認可日					
1		東海発電所	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H18.6.30	
2	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	H26.5.20	H30.9.26	H30.10.18	審査中	検査中	—	—	—	
3		敦賀発電所	1号 廃止措置中	—	—	—	—	—	S53.11.28	47	—	
4			2号 PWR	H27.11.5	未申請※3	未申請	審査中	—	—	—	H29.4.19	
5	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	H26.12.16	審査中	審査中	未申請	—	S62.2.17	38	—	
6			1号 PWR	H25.7.8	審査中	審査中	審査中	—	—	—	—	
7	北海道電力(株)	泊発電所	2号 PWR	H25.7.8	審査中	審査中	審査中	—	H1.6.22	36	—	
8			3号 PWR	H25.7.8	R7.7.30	審査中	審査中	—	H3.4.12	34	—	
9		東通原子力発電所	BWR	H26.6.10	審査中	審査中	審査中	—	H21.12.22	16	—	
10	東北電力(株)	女川原子力発電所	1号 廃止措置中	—	—	—	—	—	H17.12.8	20	—	
11			2号 BWR	H25.12.27	R2.2.26	R3.12.23	R5.2.15	R6.12.26	H7.7.28	30	R2.3.18	
12			3号 BWR	未申請	未申請	未申請	未申請	—	H14.1.30	23	—	
13		東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請	未申請	—	—	—	—	
14			1号 廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	H24.11.7に特定原子力施設に指定され、実施計画(H25.8.14認可)等に基づき廃炉作業中	
15			2号 廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	R3.4.28	
16		福島第一原子力発電所	3号 廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	R3.4.28	
17			4号 廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	R3.4.28	
18			5号 廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	R3.4.28	
19			6号 廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	R3.4.28	
20			1号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	—	
21	東京電力HD(株)		2号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	—	
22			3号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	—	
23			4号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	—	
24			1号 BWR	未申請	未申請	未申請	未申請	—	S60.9.18	40	—	
25			2号 BWR	未申請	未申請	未申請	未申請	—	H2.9.28	35	—	
26			3号 BWR	未申請	未申請	未申請	未申請	—	H5.8.11	32	—	
27	柏崎刈羽原子力発電所		4号 BWR	未申請	未申請	未申請	未申請	—	H6.8.11	31	—	
28			5号 BWR	未申請	未申請	未申請	未申請	—	H2.4.10	35	—	
29			6号 BWR	H25.9.27	H29.12.27	R6.9.2	R7.2.28	検査中	H8.11.7	29	—	
30			7号 BWR	H25.9.27	H29.12.27	R2.10.14	R2.10.30	検査中	H9.7.2	28	—	
31		中部電力(株)	1号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H21.11.18	
32			2号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H21.11.18	
33	3号 BWR		H27.6.16	審査中	未申請	未申請	—	S62.8.28	38	—		
34	4号 BWR		H26.2.14	審査中	審査中	審査中	—	H5.9.3	32	—		
35	5号 BWR		未申請	未申請	未申請	未申請	—	H17.1.18	20	—		
36	北陸電力(株)	志賀原子力発電所	1号 BWR	未申請	未申請	未申請	未申請	—	H5.7.30	32	—	
37			2号 BWR	H26.8.12	審査中	審査中	審査中	—	H18.3.15	19	—	
38		美浜発電所	1号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
39			2号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
40			3号 PWR	H27.3.17	H28.10.5	H28.10.26	R2.2.27	R3.7.27	S51.12.1	49	—	
41			1号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R1.12.11	
42	関西電力(株)	大飯発電所	2号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R1.12.11	
43			3号 PWR	H25.7.8	H29.5.24	H29.8.25	H29.9.1	H30.4.10	H13.12.18	34	—	
44			4号 PWR	H25.7.8	H29.5.24	H29.8.25	H29.9.1	H30.6.5	H5.2.2	32	—	
45		高浜発電所	1号 PWR	H27.3.17	H28.4.20	H28.6.10	R3.2.15	R5.8.28	S49.11.14	51	—	
46			2号 PWR	H27.3.17	H28.4.20	H28.6.10	R3.2.15	R5.10.16	S50.11.14	50	—	
47			3号 PWR	H25.7.8	H27.2.12	H27.8.4	H27.10.9	H28.2.26	S60.1.17	40	—	
48			4号 PWR	H25.7.8	H27.2.12	H27.10.9	H27.10.9	H29.6.16	S60.6.5	40	—	
49	中国電力(株)	島根原子力発電所	1号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
50			2号 BWR	H25.12.25	R3.9.15	R5.8.30	R6.5.30	R7.1.10	H1.2.10	36	—	
51			3号 建設中	H30.8.10	審査中	未申請	未申請	—	—	—	—	
52	四国電力(株)	伊方発電所	1号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.6.28	
53			2号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R2.10.7	
54			3号 PWR	H25.7.8	H27.7.15	H28.3.23	H28.4.19	H28.9.7	H6.12.15	31	—	
55		九州電力(株)	1号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
56			2号 廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R2.3.18	
57	3号 PWR		H25.7.12	H29.1.18	H29.8.25	H29.9.14	H30.5.16	H6.3.18	31	—		
58	4号 PWR		H25.7.12	H29.1.18	H29.9.14	H29.9.14	H30.7.19	H9.7.25	28	—		
59	1号 川内原子力発電所		PWR	H25.7.8	H26.9.10	H27.3.18	H27.5.27	H27.9.10	S59.7.4	41	—	
60	2号 PWR		H25.7.8	H26.9.10	H27.5.22	H27.5.27	H27.11.17	S60.11.28	40	—		

※1 特定重大事故等対処施設に係る審査を除く。

※2 令和2年4月1日以前に申請されたものについては使用前検査合格証交付日

※3 平成27年11月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書に対しては、令和6年11月13日付けで許可をしないこととする処分を行った。

新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状(実用炉)



○凡例	○出力規模	○原子炉の種類
設備番号 30 運転年数	50万kW未満 100万kW未満 100万kW以上	沸騰水型原子炉(BWR) 17基 加圧水型原子炉(PWR) 16基 建設中の原子炉 3基

種類	ステータス	基数	マーク
本体施設	使用前確認(検査)済	14	□
	新基準許可済	18	□
	新基準許可審査中	8	○
特重施設	許可済	17	■
	許可審査中	1	●
廃止措置	認可済	18	□
	審査中	0	×
特定原子力施設	実施計画等に基づき廃炉作業中	6	✖

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

参考資料1
令和8年1月6日現在

			PWR	BWR						
			泊1, 2	島根3	浜岡3	浜岡4	東通	志賀	大間	
地震・津波	地質	・敷地の地質・地質構造	※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、泊3号の知見を反映して審査を行う	おおむね審議済	おおむね審議済	審議中(敷地内破碎帯の活動性評価)	おおむね審議済	おおむね審議済	審議中(敷地内破碎帯の活動性評価)	
		・敷地周辺の地質・地質構造			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	おおむね審議済	
	地震動	・地下構造			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
		・震源を特定して策定する地震動			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
		・震源を特定せず策定する地震動			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
		・基準地震動			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
		・年超過確率			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
	津波	・地震による津波		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
		・地震以外による津波			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
		・基準津波			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	
		・年超過確率・砂移動			審議中	審議中	審議中	審議中	おおむね審議済	
	地盤・斜面の安定性			おおむね審議済		審議中	おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	
	火山事象			おおむね審議済		審議中	おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	
プラント	耐震設計方針		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3号を優先して審査を実施	おおむね審議済					審議中	
	耐津波設計方針			おおむね審議済					審議中	
	外部事象	・竜巻に対する設計方針		おおむね審議済						
		・火山に対する設計方針		おおむね審議済						
		・外部火災に対する設計方針		おおむね審議済						
		・その他自然現象等に対する設計方針		おおむね審議済						
	内部火災			審議中						
	内部溢水			おおむね審議済						
	安全施設等			審議中						
	有効性評価	・炉心損傷防止		おおむね審議済						
		・格納容器破損防止		審議中						
		・使用済燃料貯蔵槽		おおむね審議済						
		・停止時		概要説明を聴取						
		・シーケンス選定		※4号炉の審査の進捗を踏まえ、4号炉との差分を中心に確認						
	SA	・解析コード		審議中						
		・停止失敗時未臨界確保		おおむね審議済						
		・炉心冷却(高圧冷却、減圧、低圧冷却)		審議中						
		・最終ヒートシンク		おおむね審議済						
		・格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水)		審議中						
		・水素対策(格納容器、原子炉建屋)		審議中						
		・使用済燃料貯蔵槽		審議中						
		・緊急時対策所		審議中						
		・その他(監視測定、通信連絡等)		審議中						
		・大規模損壊		審議中						
	技術的能力			審議中						
備考										

注)おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることも有り得る。

空欄:未審議のもの 一部着手:一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中:一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

審査進捗状況表 (本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 1／2号炉	··· 6
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1号炉	··· 8
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2号炉	··· 10
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	··· 12
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4号炉	··· 14
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 3号炉	··· 16
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 3号炉	··· 18

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所1, 2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年1月6日時点】

審査項目		ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2019/2/22	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
	震源を特定して策定する地震動	③	2021/10/22	
	震源を特定せず策定する地震動	②	2015/10/23	●設置許可基準規則解釈の改正に伴い、今後、標準応答スペクトルに基づく地震動評価について事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	基準地震動	②	2016/2/5	●標準応答スペクトルに基づく地震動評価の検討後に、これらを踏まえた基準地震動の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
津波(第5条)	地震による津波	③	2021/12/24	●令和3年12月24日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性を含めて、自主設備とする防潮堤や防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受けたが、水位下降側の評価については、水位低下時間に着目したパラメータスタディを実施中であるとのことであった。水位上昇側の評価については、波源域を現状よりも西側に設定した場合の影響の有無についての検討が不足しているものの、防潮堤等の自主設備の損傷を考慮した場合等の津波評価の妥当性を確認できた。今後、水位低下時間に着目した評価結果の妥当性や波源域の妥当性等について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	④	2015/8/21	
	基準津波	②	2016/2/5	●日本海東縁部及び積丹半島北西沖の断層による地震の津波の評価後に、これらを踏まえた基準津波の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	-	
	竜巻(第6条)	①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
設計基準 対象施設 関係	火山事象 (第6条)	②	2021/10/14	●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。令和3年10月14日の審査会合において、事業者は火山影響評価のうち主に立地評価に関する内容について説明を行った。これに対して、最新の知見も踏まえた各火山の活動履歴を網羅的に整理した上で、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行うとともに、巨大噴火の可能性評価においては、先行する他サイトの審査知見を反映し、マグマ溜まり等の地下構造に係る検討として重力異常や比抵抗等の物理探査による評価も実施するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火碎物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つかなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)	①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-	
	不法な侵入(第7条)	①	-	
	内部火災(第8条)	①	-	
	内部溢水(第9条)	①	-	
	誤操作の防止(第10条)	①	-	
	安全避難通路(第11条)	①	-	
	安全施設(第12条)	①	-	
	全交流電源喪失(第14条)	①	-	
	SFP(第16条、23条)	①	-	
	RCPB(第17条)	①	-	
	安全保護回路(第24条)	①	-	
	原子炉制御室(第26条)	①	-	
	監視設備(第31条)	①	-	
	保安電源(第33条)	①	-	
	緊急時対策所(第34条)	①	-	
	通信連絡設備(第35条)	①	-	
	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中			

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等対処施設関係 有効性評価（37条）	PRA	Lv 1	①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中	
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	①			
		解析コード	①			
		限界温度、限界圧力	①			
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①			
		原子炉補機冷却機能喪失	①			
		原子炉格納容器の除熱機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		ECCS 注水機能喪失	①			
		ECCS 再循環機能喪失	①			
		格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)	①			
	CV	過圧破損	①	-		
		過温破損	①			
		DCH	①			
		FCI	①			
		MCCI	①			
	SFP	水素燃焼	①	-		
		想定事故1	①			
		想定事故2	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
	停止時	全交流動力電源喪失	①	-		
		原子炉冷却材の流出	①			
		反応度誤投入	①			
設備技術的能力	1.0	43条 共通	①	-		
	1.1	44条 ATWS	①			
	1.2	45条 高圧時冷却	①			
	1.3	46条 減圧	①			
	1.4	47条 低圧時冷却	①			
	1.5	48条 最終ヒートシンク	①			
	1.6	49条 CV冷却	①			
	1.7	50条 CV過圧破損防止	①			
	1.8	51条 CV下部注水	①			
	1.9	52条 CV水素対策	①			
	1.10	53条 RB水素対策	①			
	1.11	54条 SFP	①			
	1.12	55条 建屋外RI抑制	①			
	1.13	56条 水源	①			
	1.14	57条 電源	①			
	1.15	58条 計装	①			
	1.16	59条 原子炉制御室	①			
	1.17	60条 監視測定	①			
	1.18	61条 緊急時対策所	①			
	1.19	62条 通信連絡	①			
	2	大規模損壊	①			
共通	地質(第38条)			③	2019/2/22 ●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)			②	2021/10/22 ●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2021/12/24 ●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	- ●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中	

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年1月6日時点】

審査項目		ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/10/2	
	地下構造	④	2020/10/2	
	震源を特定して策定する地震動	④	2023/12/22	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2023/8/4	
	基準地震動	④	2024/3/8	
	年超過確率	④	2024/8/30	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	地震による津波	④	2022/1/28	
津波(第5条)	地震以外による津波	④	2022/9/2	
	基準津波	③⇒④	2025/11/7	●令和7年2月7日の審査会合において、事業者から、更なる安全性向上の観点から敷地を造成し、基準津波に対する裕度を積み増しするとの説明がなされた。今後、敷地の造成による基準津波への影響の有無について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●令和7年6月27日の審査会合において、事業者から、敷地造成計画及び基準津波の再評価方針について説明がなされた。敷地造成計画については、耐震重要施設等が設置される敷地(T.P.+13.0m)のうち、北側エリア及び南側エリアをT.P.+17.0mに造成すること、基準津波の再評価方針については、敷地造成による敷地形状及び施設配置の変更に伴い、水位上昇側の敷地前面の評価位置を北側、東側、南側に細分化した上で、それぞれの評価位置で津波水位が最大となる基準断層モデルを選定したこと、これまで示した基準断層モデルに加えて、新たに追加されるモデルがあることを確認した。 これに対し、これまで説明のあった基準津波の評価手順に従い、今回追加された基準断層モデルと地震以外の要因に伴う津波の組合せについて評価を行った上で、基準津波の再評価結果について改めて説明することを求めた。 ●令和7年11月7日の審査会合において、事業者から、前回会合で確認した基準津波の再評価方針に基づき、基準断層モデルによる津波と地震以外の要因に伴う津波の組合せの評価を踏まえた基準津波の再評価結果について説明がなされた。基準津波は、水位上昇側として3波、水位下降側として2波を策定していること、また、策定された基準津波は、イベント堆積物の基底標高及び行政機関による津波評価との比較を行い、基準津波の妥当性が検証されていることを確認したことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、おおむね審査済みとした。
	年超過確率・砂移動	③	2024/7/19	●今後、事業者から、基準津波の再評価を踏まえた年超過確率及び砂移動の評価について説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
	竜巻(第6条)	①	-	先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	火山事象(第6条)	④	2025/7/18	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)	①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-	
	不法な侵入(第7条)	①	-	
	内部火災(第8条)	①	-	
火山事象 (第6条)	内部溢水(第9条)	①	-	
	誤操作の防止(第10条)	①	-	
	安全避難通路(第11条)	①	-	
	安全施設(第12条)	①	-	
	全交流電源喪失(第14条)	①	-	
	SFP(第16条、23条)	①	-	
	RCPB(第17条)	①	-	
	安全保護回路(第24条)	①	-	
	原子炉制御室(第26条)	①	-	
	監視設備(第31条)	①	-	
	保安電源(第33条)	①	-	
	緊急時対策所(第34条)	①	-	
	通信連絡設備(第35条)	①	-	

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済及コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済及コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価（37条）	PRA	Lv 1	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>	
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	①			
		解析コード	①			
	炉心	限界温度、限界圧力	①	-		
		高圧・低圧注水機能喪失	①			
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA 時注水機能喪失	①			
	CV	格納容器バイパス(ISLOCA)	①	-		
		過圧破損	①			
		DCH	①			
		FCI	①			
		MCCI	①			
		水素燃焼	①			
		想定事故1	①			
	SFP	想定事故2	①	-		
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		原子炉冷却材の流出	①			
		反応度誤投入	①			
		1.0 43 条 共通	①			
		1.1 44 条 ATWS	①			
	設備・技術的能力	1.2 45 条 高圧時冷却	①	-		
		1.3 46 条 減圧	①			
		1.4 47 条 低圧時冷却	①			
		1.5 48 条 最終ヒートシンク	①			
		1.6 49 条 CV 冷却	①			
		1.7 50 条 CV 過圧破損防止(FCVS)	①			
		1.8 51 条 CV 下部注水	①			
		1.9 52 条 CV 水素対策	①			
		1.10 53 条 RB 水素対策	①			
		1.11 54 条 SFP	①			
		1.12 55 条 建屋外 RI 抑制	①			
		1.13 56 条 水源	①			
		1.14 57 条 電源	①			
		1.15 58 条 計装	①			
		1.16 59 条 原子炉制御室	①			
		1.17 60 条 監視測定	①			
		1.18 61 条 緊急時対策所	①			
		1.19 62 条 通信連絡	①			
		2 大規模損壊	①			
共通	地質(第38条)			④	2018/5/18	
	地震動(第38、39条)			②	2024/8/30	
	津波(第40条)			②	2025/11/7	
	火災(第41条)			①	-	
	備考			<p>●事業者は、安全対策工事の完了時期について、2025年9月までにプラント審査準備を完了した上で公表を目指していたが、敷地造成に関する審査会合の対応状況等を踏まえ、今後の工程の見通しを得るために、更に1年半程度の期間(2027年3月頃まで)を要すると令和7年8月18日に公表している。 ●令和7年11月7日の審査会合において、プラント審査について、現在、準備を進めているところであるが、まだ、説明ができる状況ではない旨、説明があった。</p>		

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済及コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済及コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審查進捗狀況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年1月6日時点】

審査項目		ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2024/10/18	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地周辺の地質・地質構造については、敷地近傍(敷地から半径 5km の範囲)、敷地周辺海域(敷地から半径 5km 以遠)及び敷地周辺陸域(敷地から半径 5km 以遠)に分けて事業者が説明しているため、当該区分によって審査を行っている。 ●敷地周辺の地質・地質構造については、令和 5 年 7 月 14 日の審査会合をもっておおむね妥当な検討がなされていると評価した。 ●敷地周辺海域の地質・地質構造については、令和 5 年 5 月 12 日及び 10 月 6 日の審査会合において、事業者による海域の断層の長さ等の評価について、断層の運動に係る評価方法及びその根拠が明確でないことから再検討すること等を指摘した。 <p>令和 7 年 3 月 21 日の審査会合において、事業者から、令和 6 年能登半島地震に係る知見として地震本部(2024)等を踏まえた断層の評価結果及び断層の運動に係る評価結果について説明を受けた。これに対し、令和 6 年 11 月に発生した石川県西方沖の地震に関連したと考えられる断層と令和 6 年能登半島地震の震源断層は同時活動していないと判断していることについて、石川県西方沖の地震は震源断層が特定されいないこと、また、令和 6 年能登半島地震により誘発されたとする知見があることも踏まえると十分な検討がなされていないことから、石川県西方沖の地震の知見の収集、整理を行った上で、再検討することを求めた。令和 7 年 12 月 26 日の審査会合において、事業者から、令和 6 年 11 月に発生した石川県西方沖の地震の震源断層は地震観測の結果等から羽咋沖西撓曲であるとの評価結果、また、羽咋沖西撓曲や羽咋沖東撓曲とそれらの周辺に分布する断層との運動に係る評価結果について説明を受けた。これに対し、羽咋沖東撓曲と海士岬沖断層帶との運動を考慮しないと評価していることについては、令和 6 年能登半島地震に係る知見等を踏まえると両断層が同時活動する可能性は十分に否定できないことから、再検討すること等を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和 7 年 11 月 21 日の審査会合において、事業者から、敷地周辺陸域の地質・地質構造について説明がなされた。これに対し、敷地から半径 30km 範囲の各断層等の評価については、文献調査及び空中写真判読による断層等の抽出に係る考察が不足していること、抽出した断層等を「後期更新世以降の活動が認められない断層等」又は「対応する断層が認められない」と評価した根拠が不十分な断層等があることを指摘した上で、敷地周辺陸域の断層評価の全体の流れも含めて再検討することを求めた。また、富来川南岸断層と富来川断層との運動評価については、運動を考慮しないと評価した根拠が不十分であることから、改めて説明することを求めた。今後、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。 ●令和 7 年 12 月 26 日の審査会合において、令和 7 年 12 月 23 日に国土地理院から公表された能登半島北部などの活断層図を踏まえた評価について、今後、説明するよう求めた。
	敷地周辺の地質・地質構造	②⇒③	2025/12/26	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2025/4/11	
	震源を特定して策定する地震動	①	-	●震源を特定して策定する地震動に關し、令和 4 年 9 月 16 日の審査会合において指摘したとおり、福浦断層による地震動評価については、同断層と施設との距離が近いことから、今後、同断層の断層長等の評価を踏まえ、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	④	2025/9/12	
	基準地震動	①	-	
	年超過確率	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	①	-	
	地震以外による津波	①	-	
	基準津波	①	-	
	年超過確率・砂移動	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	竜巻(第6条)	①	-	
火山事象 (第6条)	火山事象	④	2025/2/21	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)		①	-	
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
不法な侵入(第7条)		①	-	
内部火災(第8条)		①	-	
内部溢水(第9条)		①	-	
誤操作の防止(第10条)		①	-	
安全避難通路(第11条)		①	-	
安全施設(第12条)		①	-	
全交流電源喪失(第14条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
SFP(第16条、23条)		①	-	
RCPB(第17条)		①	-	
安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-	
監視設備(第31条)		①	-	
保安電源(第33条)		①	-	
緊急時対策所(第34条)		①	-	
通信連絡設備(第35条)		①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)「複数の審査会合の赤字」については、審査会合と追加することのみです。

審査項目			ステータス ^{*1}	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>	
		Lv 1.5	①	-		
	炉心	停止時	①	-		
		地震	①	-		
		津波	①	-		
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	①	-		
		解析コード	①	-		
	限界温度、限界圧力		①	-		
	CV	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①	-		
		崩壊熱除去機能喪失	①	-		
		原子炉停止機能喪失	①	-		
		LOCA 時注水機能喪失	①	-		
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①	-		
	SFP	過圧破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①	-		
		MCCI	①	-		
		水素燃焼	①	-		
	停止時	想定事故1	①	-		
		想定事故2	①	-		
		崩壊熱除去機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①	-		
		原子炉冷却材の流出	①	-		
	反応度誤投入		①	-		
重大事故等対処施設関係	1.0	43条 共通	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>	
	1.1	44条 ATWS	①	-		
	1.2	45条 高圧時冷却	①	-		
	1.3	46条 減圧	①	-		
	1.4	47条 低圧時冷却	①	-		
	1.5	48条 最終ヒートシンク	①	-		
	1.6	49条 CV 冷却	①	-		
	1.7	50条 CV 過圧破損防止(FCVS)	①	-		
	1.8	51条 CV 下部注水	①	-		
	1.9	52条 CV 水素対策	①	-		
	1.10	53条 RB 水素対策	①	-		
	1.11	54条 SFP	①	-		
	1.12	55条 建屋外 RI 抑制	①	-		
	1.13	56条 水源	①	-		
	1.14	57条 電源	①	-		
	1.15	58条 計装	①	-		
	1.16	59条 原子炉制御室	①	-		
	1.17	60条 監視測定	①	-		
	1.18	61条 緊急時対策所	①	-		
	1.19	62条 通信連絡	①	-		
	2	大規模損壊	①	-		
設備・技術的能力	地質(第38条)			④	2024/10/18	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)			②	2025/9/12	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)			①	-	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	備考					

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年1月6日時点】

審査項目		ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2025/10/31	<p>●令和5年10月20日の審査会合において、シームS-11全体として規則第三条への適合性を示すため、敷地内の評価範囲を見直すこと、当該評価範囲において調査を行った上で後期更新世以降の活動性有り／無しの指標を定めること、調査は段階的に行うこと、活動性有り／無しの指標に基づき活動性有りとされる範囲について工学的対応を行うこと等の説明がなされた。これに対して、審査の手戻りがないように、段階的に検討を進めていくこと、具体的には、 ・活動性有り／無しを区分するための指標作成に当たり、後期更新世以降の堆積物に変位を与えている箇所及び後期更新世以降の活動性が否定されている箇所のそれぞれ1箇所の調査等に基づき、どのような指標を設定するかを検討すること(第一段階) ・第一段階で実施した2箇所に加え、比較箇所を拡充した調査等の実施、及びその結果を踏まえて第一段階で抽出した指標の確度の十分性を検討すること(第二段階) ・第一段階及び第二段階を踏まえ、追加調査の必要性を検討した上で、活動性有り／無しの指標の確度の十分性、活動性有り／無しの範囲を検討すること(第三段階) ・第一段階から第三段階を踏まえ、工学的措置を講じる範囲を検討すること(第四段階) を求め、まずは第一段階の検討に資する調査結果を示すよう求めた。</p> <p>●令和6年3月1日の審査会合において、シームS-11の活動性評価のための指標の設定に関する第一段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された指標(①条線②CT画像観察③薄片観察④SEM観察)については、活動性を判断する根拠となり得る理由について追加的な説明が必要であること、また、第二段階の検討結果に、シームS-11の周辺岩盤等の評価結果も追加することを求めた。</p> <p>●令和6年6月28日の審査会合において、シームS-11の活動性評価のための指標の設定に関する第二段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された3つの判断基準(判断基準1(周辺岩盤の風化の程度)、判断基準2(変位方向)、判断基準3(鉱物の産状))のうち、判断基準2及び判断基準3については、調査地点ごとに状態が異なることから、敷地内の共通の判断基準とすることは困難であり、その適用範囲について見直しが必要であること、並びに判断基準1については、これを今後の判断基準の主軸とした上で、変位・変形の有無と風化の程度との関係について更なるデータ拡充を求めるとともに、第三段階の検討結果の提示を求めた。</p> <p>●令和7年1月24日の審査会合において、第三段階の検討結果として、周辺岩盤の風化の程度を判断基準の主軸とした上で、風化の程度の判断に用いる指標(色調、硬さ及び岩石組織)により強風化部、弱風化部、新鮮部の3つに区分し、弱風化部内に変状ありと活動なしの境界を設定する方針とすることについて説明がなされた。これに対して、判断指標の評価結果を踏まえると、弱風化部の範囲を設定するためには大幅なデータの拡充が必要となり、相当な時間を要すると考えられることから、変状ありと活動なしの境界を新鮮部内で設定することも含め、改めて第三段階の検討結果の説明を求めた。</p> <p>●令和7年6月13日の審査会合において、シームS-11の変状ありと活動なしの境界については、新鮮部内で設定する方針とすることについて説明がなされた。これに対して、新鮮部と判定するために設定する判定指標については、現在取得しているデータのうち一部のデータに基づく内容しか示されなかったことから、異なるデータの整理を行い、新鮮部内で確実に境界を設定できるよう基準値を設定するよう求めた。その上で、シームS-11については工学的対応を講じる方針とすることから、工学的対応を講じる範囲についても確認する必要があるため、第四段階の「工学的対応の考え方及び範囲」と併せて説明するよう求めた。</p> <p>●令和7年10月31日の審査会合において、事業者から、シームS-11の変状ありと活動なしの境界設定に用いる判定指標の基準値についてデータを拡充した上で設定したこと、この基準値を用いて変状ありと活動なしの境界を設定したこと、工学的対応を講じる範囲の考え方について説明がなされ、それらの内容について、おおむね理解した。なお、工学的対応を講じるに当たり、判定指標については、今後の工事において、特異な値が確認される可能性もあることから、その際には個別に判断すること、変状ありと活動なしの境界については、重要施設付近では風化部と新鮮部が近接している箇所もあることから、施設との離隔を確保すること、工学的対応を実施する際には、工学的対応を講じた範囲の妥当性を後段規制で確認することができるよう、記録を保存することを求めた。</p> <p>●令和7年11月20日に、規制庁職員による現地確認を行い、シームS-11の変状ありと活動なしの境界設定に用いたボーリングコアや、工学的対応を講じる範囲の確認を行い、審査会合で説明のあった内容と相違がないことを確認した。</p>
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
設計基準対象施設関係	地下構造	④	2020/12/18	
	震源を特定して策定する地震動	④	2025/3/14	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2024/9/6	
	基準地震動	④	2025/5/16	
	年超過確率	①⇒④	2025/12/5	●令和7年12月5日の審査会合において、基準地震動に係る年超過確率について、日本原子力学会(2015)に基づき、一様ハザードスペクトルを設定し、「震源を特定して策定する地震動」では $10^{-4} \sim 10^{-3}$ 程度、「震源を特定せず策定する地震動」では $10^{-4} \sim 10^{-3}$ 程度としていることを確認したことから、おおむね審査済みとした。
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①⇒②	2025/12/25	●令和7年12月25日の審査会合において、事業者から、耐震設計の基本方針、既許可からの変更点、先行炉の審査実績からの相違点及び工事中断期間の維持管理活動の説明がなされた。これに対して、耐震設計の基本方針のうち、入力地震動の評価における基準地震動の入力位置の妥当性等について説明するよう求めた。今後、引き続き事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
津波(第5条)	地震による津波	④	2021/12/24	
	地震以外による津波	④	2018/6/8	
	基準津波	④	2024/11/29	
	年超過確率・砂移動	④	2025/8/1	
	耐津波設計方針	①⇒②	2025/12/25	●令和7年12月25日の審査会合において、燃料等輸送船の漂流物化防止対策として敷地内岸壁の嵩上げを検討しているとの説明があった。これに対し、燃料等輸送船の漂流物化防止対策の審査を行う上で必要となる耐津波設計方針の審査項目について、網羅的・体系的に説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
竜巻(第6条)		①	-	●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
火山事象 (第6条)	火山事象	③	2025/9/5	●令和7年9月5日の審査会合において、事業者から、火山影響評価について説明がなされた。これに対し、立地評価については、①原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出において、完新世に活動を行っていない火山の将来の活動可能性を評価するための判断基準の用い方を適正化すること、②設計対応不可能な火山事象のうち新しい火口の開口及び地殻変動の評価について、評価対象火山(大畑カルデラ、陸奥燧岳)の地震活動、地殻変動及び地下構造に関する知見も充実化させること等を求めた。また、影響評価については、降下火碎物の層厚の評価に当たって検討対象とする噴火イベントについて、過去の降下火碎物の分布実績における分布主軸上での火口からの層厚変化を踏まえた検討も行うことを求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)	①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-	
	不法な侵入(第7条)	①	-	
	内部火災(第8条)	①	-	
	内部溢水(第9条)	①	-	
	誤操作の防止(第10条)	①	-	
	安全避難通路(第11条)	①	-	
	安全施設(第12条)	①	-	
	全交流電源喪失(第14条)	①	-	
	SFP(第16条、23条)	①	-	
	RCPB(第17条)	①	-	
	安全保護回路(第24条)	①	-	
	原子炉制御室(第26条)	①	-	
	監視設備(第31条)	①	-	
	保安電源(第33条)	①	-	
	緊急時対策所(第34条)	①	-	
	通信連絡設備(第35条)	①	-	

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済及コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済及コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
重大事故等対処施設関係 有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	④	2025/9/18		<p>●令和7年11月11日までの審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、地震ハザード及び津波ハザードの審査状況を踏まえた影響の有無について改めて説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>		
		Lv 1.5	④					
		停止時	④					
		地震	①⇒③	2025/10/28				
		津波	①⇒③					
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①⇒③	2025/11/11				
	解析コード		①	-				
	限界温度、限界圧力		①	-				
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-				
		高圧注水・減圧機能喪失	①					
		全交流動力電源喪失	①					
		崩壊熱除去機能喪失	①					
		原子炉停止機能喪失	①					
		LOCA 時注水機能喪失	①					
	格納容器バイパス(ISLOCA)		①	-				
	CV	過圧破損	①	-				
		DCH	①	-				
		FCI	①					
		MCCI	①					
	水素燃焼		①	-				
	SFP	想定事故1	①	-				
		想定事故2	①					
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-				
		全交流動力電源喪失	①					
		原子炉冷却材の流出	①					
		反応度誤投入	①					
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	<p>●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。</p> <p>●令和7年12月16日の審査会合において、事業者から、有効性評価の基本的な考え方について説明がなされた。これに対し、燃料の代表条件について、段階的にフルMOXまで移行することを踏まえても適切な設定がなされていることを改めて整理して説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>		
	1.1	44条	ATWS	①				
	1.2	45条	高圧時冷却	①				
	1.3	46条	減圧	①				
	1.4	47条	低圧時冷却	①				
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①				
	1.6	49条	CV冷却	①	-			
	1.7	50条	CV過圧破損防止(FCVS)	①	-			
	1.8	51条	CV下部注水	①	-			
	1.9	52条	CV水素対策	①	-			
	1.10	53条	RB水素対策	①	-			
	1.11	54条	SFP	①	-			
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-			
	1.13	56条	水源	①	-			
	1.14	57条	電源	①	-			
	1.15	58条	計装	①	-			
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-			
	1.17	60条	監視測定	①	-			
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-			
	1.19	62条	通信連絡	①	-			
	2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)			③	2025/10/31	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。		
	地震動(第38、39条)			②	2025/12/25	●地震動(第3、4条)を参照。		
	津波(第40条)			②	2025/8/1	●津波(第5条)を参照。		
	火災(第41条)			①	-	●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。		
備考				●令和7年6月26日の審査会合において、フルMOXに係る知見について、過去の設置許可審査時から時間が経過していることから、その後、蓄積された知見を踏まえても、過去に許可を受けた安全設計手法及び安全評価手法の適用性に影響がないと判断した考え方を整理して説明するよう求めた。これに対して、令和7年11月27日の審査会合において、事業者から、過去の設置許可後に蓄積された知見を踏まえた、過去に許可を受けた手法の適用性について説明がなされた。これに対し、蓄積された知見を炉心パラメータに着目して再整理し、過去に許可を受けた手法の適用性に影響がないことを改めて説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。				

*①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年1月6日時点】

審査項目	ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③ 2025/12/5	<p>●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていないため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。</p> <p>●令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。</p> <p>●令和4年9月30日の審査会合において、事業者から、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が12~13万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代を明確に示すための対応方針について示すよう求めた。</p> <p>●令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、敷地の地質・地質構造について、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年11月14日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレーンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議をする旨を伝えた。同年12月23日の審査会合において、事業者から上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容、進捗状況等について説明があった。これに対して、「泥層」が局所的にではなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめて説明するよう求めた。さらに、令和5年3月9日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係る検討方針について説明を受けた。これに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったため、再度、基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて事業者としての考え方を十分に説明するよう求めた。追加調査を踏まえた上載地層である「泥層」の堆積年代評価等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、同年6月23日の「震源を特定せず策定する地震動」に係る審査会合と併せて、追加調査の進捗状況等について事業者から説明があり、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行っていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にどらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨の報告があった。これに対して、H断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを得る必要があるのか、H断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求めた。</p> <p>●令和6年11月29日の審査会合において、事業者から、H断層系の上載地層による活動性評価に当たって、上載地層の堆積年代評価については広域テフラを用いた方法に変更し、評価を代表させる断層についてはH-9断層から追加調査で確認したH-19断層に変更して評価を行う方針であるとの説明がなされた。これに対して、H断層系の活動性評価については、H断層系の分布形態・性状等に基づく評価の調査データも踏まえ、新たに認定するH断層も含めどのH断層でも代表して評価できること及びH-19断層の上載地層の年代を説明するとともに、評価方針の変更を踏まえH断層系の活動性評価全体を体系立てて説明するよう求めた。その上で、まずは現地調査を実施しH断層系の断層性状等を確認した上で、今後の審査を進めることとした。</p> <p>●令和6年12月16日~17日の現地調査において、敷地及び敷地周辺に広がるH断層系の断層性状、H-19断層と上載地層との関係、上載地層に狭在する火山灰の堆積状況等を露頭及びボーリングコアで確認した。</p> <p>●令和7年12月5日の審査会合において、事業者から、令和6年11月29日の審査会合で示したH断層系の評価方針の変更及び追加調査結果を反映した「敷地の地質・地質構造」のうち、H断層系の認定に係る部分までの説明を受けた。これに対し、敷地の地形、地質・地質構造については、まず敷地を含む御前崎地域の地質・地質構造の概要を整理すること、H断層系の分布については、申請当初から段階的にH断層を認定してきた構成のまま説明がなされているため、評価全体を体系立てた論理構成を再検討し、H断層系の認定フローを見直して説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	敷地周辺の地質・地質構造	④ 2018/8/3	
設計基準 対象施設 關係	地下構造	④ 2015/2/13	
	震源を特定して策定する地震動	④ 2022/4/15	
	震源を特定せず策定する地震動	④ 2023/6/23	
	基準地震動	④ 2024/9/6	
	年超過確率	④ 2024/9/6	
	地盤・斜面の安定性	① -	
	耐震設計方針	② 2025/11/27	<p>●令和7年4月10日の審査会合において、事業者から、緊急時ガスタービン発電機建屋への免震構造の採用等について説明がなされた。これに対し、免震構造物に隣接する耐震構造物の影響に対する評価方針、オイルダンパーの配置に起因する偏心荷重による影響の評価方針及び免震装置の維持管理方針や交換の可能性について説明するよう求めた。これに対して、令和7年9月18日の審査会合において、事業者から、緊急時ガスタービン発電機建屋への免震構造の採用に対する指摘事項の回答がなされた。現時点において論点はない。</p> <p>●令和7年7月31日の審査会合において、事業者から、取水トンネル(陸部)における変形指標を用いたせん断評価方針について説明がなされた。これに対し、先行炉の審査実績がない変形指標を用いたせん断評価手法の適用性について基準への適合性に係る説明が不十分であるため、取水トンネル(陸部)のせん断評価方針については、従来のせん断耐力法による確認等を行うことも検討した上で、再度説明するよう求めた。これに対して、令和7年11月27日の審査会合において、事業者から、取水トンネル(陸部)におけるせん断評価方針について、評価手法を従来の手法であるせん断耐力法に変更する旨の説明があった。現時点において論点はない。</p> <p>●引き続き、各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
津波(第5条)	地震による津波	④ 2024/2/9	
	地震以外による津波	④ 2023/9/29	
	基準津波	④ 2024/10/11	<p>●令和7年7月31日の審査会合における「耐津波設計方針」の審議等を踏まえ、防波壁の形状変更等による既に策定した基準津波への影響の有無について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、令和7年12月5日の審査会合において、事業者から、防波壁の形状変更等の設計変更の進捗を踏まえた説明が適切になされていなかった経緯等の説明を受けた。今後、事業者から改善措置活動(CAP)による原因究明及び再発防止策の検討結果について説明を受け、内容を確認していく。</p>
	年超過確率・砂移動	③ 2025/6/27	<p>●令和7年6月27日の審査会合において、事業者から、敷地への影響が支配的な南海トラフのプレート間地震を対象にロジックツリーを設定した上で、確率論的津波ハザード評価を実施し、基準津波の年超過確率を参照したことの説明がなされた。これに対し、ロジックツリーの分岐及び重み付けの設定に当たっての考え方、根拠とした知見及び検討内容を整理した上で、再度説明するよう求めた。また、事業者から、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積により取水塔からの取水に影響がないこと、及び非常用海水ポンプの取水に影響がないことの説明がなされた。これに対し、取水塔の詳細図面等の基礎情報や循環水ポンプの運転状態等の評価条件の根拠資料を整理した上で、再度説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	耐津波設計方針	② 2025/11/27	<p>●令和7年7月31日の審査会合において、事業者から、耐津波設計方針のうち基本事項及び外郭防護について説明がなされた。これに対し、基準津波の策定時と入力津波高さの設定時の津波の評価地點の整合性、防波壁の高さを統一する必要性、敷地東側の防波壁の形状変更による基準津波への影響について説明するよう求めた。これに対して、令和7年9月18日の審査会合において、事業者から、津波の評価地點の整合性及び防波壁の高さを統一する必要性に対する指摘事項に対し、基準津波の評価点と齟齬が生じないよう、入力津波高さを一律に設定するとともに、防波壁の高さを一律でT.P.+28mに変更するとの説明がなされた。引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p> <p>●令和7年8月28日の審査会合において、事業者から、耐津波設計方針のうち内郭防護、漂流物に対する取水性確保等について説明がなされた。これに対し、発電所敷地外陸域の漂流物が防波壁へ到達する可能性等について根拠資料を整理した上で、再度説明するよう求めた。これに対して、令和7年11月27日の審査会合において、事業者から、浸水深時刻歴波形等の根拠資料が示され、発電所敷地外陸域の漂流物が防波壁へ到達する可能性がないこと等の回答がなされた。現時点において論点はない。</p> <p>●令和7年9月18日の審査会合において、事業者から、防波壁及び取水槽溢水防止壁の設計方針について説明がなされた。これに対し、取水槽溢水防止壁のうち先行炉の審査実績がない地上設置型フランプゲートの妥当性及び適用性について、地上設置型フランプゲートの開閉機構の成立性等に関する根拠が不十分であることから、それらを整理した上で、再度説明するよう求めた。これに対して、令和7年10月16日の審査会合において、事業者から、地上設置型フランプゲートではなく、先行プラントで審査実績がある常時閉方式の扉を採用する旨の説明がなされた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p> <p>●引き続き、各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	竜巻(第6条)	④⇒③ 2025/10/16	<p>●令和7年10月16日の審査会合において、9月5日に静岡県牧之原市において発生した竜巻を踏まえ、基準竜巻及び設計竜巻の最大風速の設定に影響を与えるかについて説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
火山事象 (第6条)	火山事象	② 2025/9/12	<p>●令和7年9月12日の審査会合において、事業者から、火山影響評価のうち立地評価について説明がなされた。これに対して、黒富士火山群について、過去の最大休止期間を設定するために必要な知見が十分に示されていないことから、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出する必要性を再度検討することを求めた。また、影響評価については、今後の審議に向けた主要な論点として、敷地周辺に認められる火山灰層(Ky火山灰層)の層厚評価が既往文献での報告とは異なること、及び箱根火山群を給源とする降下火砕物シミュレーションで考慮する噴出量が既往最大のものを用いて評価していることについて、科学的・技術的な根拠が十分に示されていないなどを指摘した上で、設計上考慮する降下火砕物の層厚をどのように設定するのか再検討し説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	火山事象に対する設計方針	① -	<p>●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済及コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済及コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
設計基準対象施設関係	外部火災(第6条)	④	2025/7/31			
	その他自然現象と人為事象(第6条)	④				
	不法な侵入(第7条)	④	2025/8/28			
	内部火災(第8条)	③⇒④	2025/11/27	●令和7年3月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、定温式スポット型熱感知器と光電アナログ式スポット型煙感知器(熱検知機能付き)を組み合わせて使用することで、アナログ式熱感知器としての機能を確保しているとしていることについて、詳細な内容等の説明が不十分であるため、具体的な根拠等を説明するよう求めた。これに対して、令和7年9月18日の審査会合において、事業者から、アナログ式熱感知器としての機能を確保している根拠として、誤作動を防止するための方策等について説明がなされた。これに対し、基準への適合性に係る説明が不十分であるため、適合するとしている根拠等を説明するよう求めた。これに対して、令和7年11月27日の審査会合において、事業者から、審査会合における指摘を踏まえ、先行炉の審査実績があるアナログ式熱感知器を設置する方針に見直す旨の説明があった。現時点において論点はない。		
	内部溢水(第9条)	④	2025/9/18			
	誤操作の防止(第10条)	③	2025/8/28	●令和7年8月28日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、現場操作の容易性の評価の例に示されている降下火砕物対策設備としてのリフレクションフィルタ及びその付属設備の位置付けが不明確であることから、どの条文適合に必要となる設備なのか、当該設備の位置付けを整理して説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		
	安全避難通路(第11条)	④	2025/8/28			
	安全施設(第12条)	③	2025/8/28	●令和7年8月28日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、他号炉と相互接続する非常用取水設備について、相互接続に係る影響の検討が不十分であるため、想定される影響を網羅的に整理した上で、相互接続によって原子炉施設の安全機能が損なわれないことを説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		
	全交流電源喪失(第14条)	④	2025/8/28			
	SFP(第16条、23条)	④				
	RCPB(第17条)	④				
	安全保護回路(第24条)	④				
	原子炉制御室(第26条)	②	2015/6/11	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		
	監視設備(第31条)	④	2025/9/18			
	保安電源(第33条)	④	2025/8/28			
	緊急時対策所(第34条)	②⇒④	2025/11/11	●令和7年11月11日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。		
	通信連絡設備(第35条)	②⇒④		●令和7年11月11日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。		
有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	④	2025/9/18		
		Lv 1.5				
		停止時	②⇒③	2025/10/16		
		地震			●令和7年10月16日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、地震ハザード及び津波ハザードの審査状況を踏まえた影響の有無について改めて説明するよう求めるとともに、津波PRAを踏まえて抽出した事故シーケンスグループの抽出理由を整理して説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
		津波				
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	③			
	炉心	解析コード	②	2025/11/11	●令和7年11月11日までの審査会合において、事業者から説明がなされた。引き続き、各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
		限界温度、限界圧力	②⇒④	2025/10/16	●令和7年10月16日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。	
	CV	高圧・低圧注水機能喪失	④	2025/7/31		
		高圧注水・減圧機能喪失	④			
		全交流動力電源喪失	④	2025/5/22		
		崩壊熱除去機能喪失	④	2025/9/18		
		原子炉停止機能喪失	④	2025/7/31		
		LOCA時注水機能喪失	④	2025/9/18		
	SFP	格納容器バイパス(ISLOCA)	④	2025/5/22		
		津波浸水による全注水機能喪失	①⇒③	2025/10/16	●令和7年10月16日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、超過津波対策の基本的な考え方及び対策の全体像を整理して説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
		過圧破損	②⇒④	2025/10/16	●令和7年11月11日までの審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。	
		DCH	②⇒④			
	CV	FCI	②⇒④			
		MCCI	②⇒④			
	SFP	水素燃焼	②⇒④	2025/10/16		
		想定事故1	②⇒④	2025/11/11		
		想定事故2	②⇒④			
		崩壊熱除去機能喪失	②			
重大事故等対処施設関係	停止時	全交流動力電源喪失	②	2015/3/17	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。これに対して、先行審査実績のない内容については、基準への適合性の根拠、明確なロジック、妥当性等を分かりやすく説明するよう求めた。引き続き、各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
		原子炉冷却材の流出	②			
		反応度誤投入	②			
		2015/3/17				
	1.0	43条	共通	②	2025/10/16	
	1.1	44条	ATWS	②	2025/7/31	
	1.2	45条	高圧時冷却	①⇒②	2025/10/16	
	1.3	46条	減圧	②	2025/11/11	
	1.4	47条	低圧時冷却	②	2025/10/16	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	②	2025/10/16	
	1.6	49条	CV冷却	①⇒②	2025/11/11	
	1.7	50条	CV過圧破損防止	②	2025/11/11	
	1.8	51条	CV下部注水	①⇒②	2025/11/11	
	1.9	52条	CV水素対策	①⇒②	2025/10/16	
	1.10	53条	RB水素対策	②	2025/11/11	
	1.11	54条	SFP	①⇒④	2025/11/11	
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	
	1.13	56条	水源	①	-	
	1.14	57条	電源	①	-	
	1.15	58条	計装	①	-	
	1.16	59条	原子炉制御室	②	2015/6/11	
	1.17	60条	監視測定	③	2025/9/18	
	1.18	61条	緊急時対策所	②⇒③	2025/11/11	
	1.19	62条	通信連絡	②⇒④	2025/11/11	
	2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)		③	2025/12/5	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)		②	2025/9/18	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2025/11/27	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
備考		●令和6年11月の原子力規制委員会で了承された「新規制基準適合性に係る審査の進め方の見直し」に基づき、審査会合の主な論点を事前に事業者に提示する取り組みを実施している。				

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済及コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済及コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年1月6日時点】

審査項目	ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③ 2025/12/5	<p>●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めている。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていないかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。</p> <p>●令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。</p> <p>●令和4年9月30日の審査会合において、事業者から、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が12~13万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代を明確に示すための対応方針について示すよう求めた。</p> <p>●令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、敷地の地質・地質構造について、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年11月14日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議をする旨を伝えた。同年12月23日の審査会合において、事業者から上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容、進捗状況等について説明があった。これに対して、「泥層」が局所的にではなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめ説明するよう求めた。さらに、令和5年3月9日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係る検討方針について説明を受けた。これに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったため、再度、基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて事業者としての考え方を十分に説明するよう求めた。追加調査を踏まえた上載地層である「泥層」の堆積年代評価等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、同年6月23日の「震源を特定せず策定する地震動」に係る審査会合と併せて、追加調査の進捗状況等について事業者から説明があり、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行うとしていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にとらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨の報告があった。これに対して、H断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを得る必要があるのか、H断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求めた。</p> <p>●令和6年11月29日の審査会合において、事業者から、H断層系の上載地層法による活動性評価に当たって、上載地層の堆積年代評価については広域テフラを用いた方法に変更し、評価を代表させる断層についてはH-9断層から追加調査で確認したH-19断層に変更して評価を行う方針であるとの説明がなされた。これに対して、H断層系の活動性評価については、H断層系の分布形態・性状等に基づく評価の調査データも踏まえ、新たに認定するH断層も含めどのH断層でも代表して評価できること及びH-19断層の上載地層の年代を説明するとともに、評価方針の変更を踏まえH断層系の活動性評価全体を体系立てて説明するよう求めた。その上で、まずは現地調査を実施しH断層系の断層性状等を確認した上で、今後の審査を進めることとした。</p> <p>●令和6年12月16日~17日の現地調査において、敷地及び敷地周辺に広がるH断層系の断層性状、H-19断層と上載地層との関係、上載地層に狹在する火山灰の堆積状況等を露頭及びボーリングコアで確認した。</p> <p>●令和7年12月5日の審査会合において、事業者から、令和6年11月29日の審査会合で示したH断層系の評価方針の変更及び追加調査結果を反映した「敷地の地質・地質構造」のうち、H断層系の認定に係る部分までの説明を受けた。これに対し、敷地の地形、地質・地質構造については、まず敷地を含む御前崎地域の地質・地質構造の概要を整理すること、H断層系の分布については、申請当初から段階的にH断層を認定してきた構成のまま説明がなされているため、評価全体を体系立てた論理構成を再検討し、H断層系の認定フローを見直して説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
地震動 (第3、4条)	敷地周辺の地質・地質構造	④ 2018/8/3	
	地下構造	④ 2015/2/13	
	震源を特定して策定する地震動	④ 2022/4/15	
	震源を特定せず策定する地震動	④ 2023/6/23	
	基準地震動	④ 2024/9/6	
	年超過確率	④ 2024/9/6	
	地盤・斜面の安定性	① -	
	耐震設計方針	① -	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
津波(第5条)	地震による津波	④ 2024/2/9	
	地震以外による津波	④ 2023/9/29	
	基準津波	④ 2024/10/11	●令和7年7月31日の審査会合における4号炉の「耐津波設計方針」の審議等を踏まえ、防波壁の形状変更等による既に策定した基準津波への影響の有無について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、令和7年12月5日の審査会合において、事業者から、防波壁の形状変更等の設計変更の進捗を踏まえた説明が適切になされていなかった経緯等の説明を受けた。今後、事業者から改善措置活動(CAP)による原因究明及び再発防止策の検討結果について説明を受け、内容を確認していく。
	年超過確率・砂移動	③ 2025/6/27	●令和7年6月27日の審査会合において、事業者から、敷地への影響が支配的な南海トラフのプレート間地震を対象にロジックツリーを設定した上で、確率論的津波ハザード評価を実施し、基準津波の年超過確率を参照したことの説明がなされた。これに対し、ロジックツリーの分岐及び重み付けの設定に当たっての考え方、根拠とした知見及び検討内容を整理した上で、再度説明するよう求めた。また、事業者から、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積により取水塔からの取水に影響がないこと、及び非常用海水ポンプの取水に影響がないことの説明がなされた。これに対し、取水塔の詳細図面等の基礎情報や循環水ポンプの運転状態等の評価条件の根拠資料を整理した上で、再度説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	① -	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	竜巻(第6条)	① -	
火山事象 (第6条)	火山事象	② 2025/9/12	●令和7年9月12日の審査会合において、事業者から、火山影響評価のうち立地評価について説明がなされた。これに対して、黒富士火山群について、過去の最大休止期間を設定するために必要な知見が十分に示されていないことから、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出する必要性を再度検討することを求めた。また、影響評価については、今後の審議に向けた主要な論点として、敷地周辺に認められる火山灰層(Ky 火山灰層)の層厚評価が既往文献での報告とは異なること、及び箱根火山群を給源とする降下火砕物シミュレーションで考慮する噴出量が既往最大のものを用いて設定していることについて、科学的・技術的な根拠が十分に示されていないことなどを指摘した上で、設計上考慮する降下火砕物の層厚をどのように設定するか再検討し説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	① -	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	外部火災(第6条)	①	-		●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
	不法な侵入(第7条)	①	-		
	内部火災(第8条)	①	-		
	内部溢水(第9条)	①	-		
	誤操作の防止(第10条)	①	-		
	安全避難通路(第11条)	①	-		
	安全施設(第12条)	①	-		
	全交流電源喪失(第14条)	①	-		
	SFP(第16条、23条)	①	-		
	RCPB(第17条)	①	-		
	安全保護回路(第24条)	①	-		
	原子炉制御室(第26条)	①	-		
	監視設備(第31条)	①	-		
	保安電源(第33条)	①	-		
	緊急時対策所(第34条)	①	-		
	通信連絡設備(第35条)	①	-		
有効性評価(37条)	Lv 1	①	-		●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	Lv 1.5	①	-		
	停止時	①	-		
	地震	①	-		
	津波	①	-		
	事故シケンスグループ及び重要事故シケンス	①	-		
	解析コード	①	-		
	限界温度、限界圧力	①	-		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-	
		高圧注水・減圧機能喪失	①	-	
		全交流動力電源喪失	①	-	
		崩壊熱除去機能喪失	①	-	
		原子炉停止機能喪失	①	-	
		LOCA 時注水機能喪失	①	-	
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①	-	
	CV	過圧破損	①	-	
		DCH	①	-	
		FCI	①	-	
		MCCI	①	-	
重大事故等対処施設関係	水素燃焼	①	-		●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	SFP	想定事故1	①	-	
		想定事故2	①	-	
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-	
		全交流動力電源喪失	①	-	
設備・技術的能力		原子炉冷却材の流出	①	-	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		反応度誤投入	①	-	
	1.0	43条	共通	①	
	1.1	44条	ATWS	①	
	1.2	45条	高圧時冷却	①	
	1.3	46条	減圧	①	
	1.4	47条	低圧時冷却	①	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①	
	1.6	49条	CV冷却	①	
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①	
	1.8	51条	CV下部注水	①	
	1.9	52条	CV水素対策	①	
	1.10	53条	RB水素対策	①	
	1.11	54条	SFP	①	
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	
	1.13	56条	水源	①	
	1.14	57条	電源	①	
	1.15	58条	計装	①	
	1.16	59条	原子炉制御室	①	
	1.17	60条	監視測定	①	
	1.18	61条	緊急時対策所	①	
	1.19	62条	通信連絡	①	
	2		大規模損壊	①	
共通	地質(第38条)			③	2025/12/5
	地震動(第38、39条)			②	2024/9/6
	津波(第40条)			②	2025/6/27
	火災(第41条)			①	-
備考			●3号炉のプラント審査については、4号炉の審査の進捗を踏まえて、4号炉との差分を中心に内容を確認していく。		

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年1月6日時点】

審査項目		ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2025/9/5	●令和7年12月12日の現地調査において、耐震重要施設等が設置される地盤に認められる地層と斜交し破碎を伴う断層について、断層と鉱物脈との接触関係を露頭及び研磨片で確認を行い、後期更新世以降の活動がないとの事業者の評価を改めて現地でも確認した。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2025/3/14	
	地下構造	①⇒④	2025/10/31	
	震源を特定して策定する地震動	①⇒④	2025/10/31	
	震源を特定せず策定する地震動	①⇒④	2025/10/31	
	基準地震動	①⇒④	2025/10/31	
	年超過確率	①⇒④	2025/10/31	
	地盤・斜面の安定性	①⇒③	2025/10/31	●令和7年2月7日の審査会合において、事業者から、2号炉の審査内容を踏まえた申請の概要について説明がなされた。 ●令和7年10月31日の審査会合において、事業者から、地震動評価について、最新の知見を踏まえても2号炉の審査内容から基準地震動及びその年超過確率に変更はないとの説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、おおむね審査済みとした。
	耐震設計方針	①⇒④	2025/11/27	●令和7年11月27日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	地震による津波	④	2025/6/13	
津波(第5条)	地震以外による津波	④	2025/6/13	
	基準津波	④	2025/6/13	
	年超過確率・砂移動	④	2025/6/13	
	耐津波設計方針	①⇒④	2025/11/27	●令和7年11月27日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	竜巻(第6条)	①⇒④	2025/10/16	●令和7年10月16日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
火山事象 (第6条)	火山事象	④	2025/7/18	
	火山事象に対する設計方針	④	2025/8/7	
外部火災(第6条)		①⇒④	2025/12/16	
その他自然現象と人為事象(第6条)		①⇒④	2025/12/16	●令和7年12月16日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
不法な侵入(第7条)		④	2025/8/7	
内部火災(第8条)		①⇒④	2025/10/16	●令和7年10月16日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
内部溢水(第9条)		①⇒④	2025/12/16	
誤操作の防止(第10条)		①⇒④	2025/12/16	
安全避難通路(第11条)		①⇒④	2025/12/16	
安全施設(第12条)		①⇒④	2025/12/16	
全交流電源喪失(第14条)		①⇒④	2025/12/16	
SFP(第16条、23条)		①⇒④	2025/12/16	
RCPB(第17条)		④	2025/8/7	
安全保護回路(第24条)		④	2025/8/28	
原子炉制御室(第26条)		①	-	●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
監視設備(第31条)		①⇒④	2025/11/11	●令和7年11月11日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
保安電源(第33条)		①⇒④	2025/12/16	●令和7年12月16日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
緊急時対策所(第34条)		①	-	●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
通信連絡設備(第35条)		①	-	
炉心等(第15条)等		③	2025/11/27	●令和7年6月3日の審査会合において、チャンネルボックス厚肉化による炉心特性等への影響について説明がなされた。現時点において大きな論点はないが、変更した解析条件について、評価項目に対して適切な条件設定となっていることを説明するよう求めた。また、制御棒の挿入性に係るチャンネルボックス厚肉化の影響等を説明するよう求めた。これに対して、令和7年11月27日の審査会合において、事業者から、厚肉化したチャンネルボックスを用いた制御棒挿入性試験の結果により、地震時における制御棒の挿入機能が確保できる見通しであること等について説明がなされた。引き続き事業者からの説明内容を確認していく。

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	③	2024/12/5	●令和6年12月5日、令和7年2月6日及び令和7年4月3日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において大きな論点はなく、引き続き事業者からの説明内容を確認していく。	
		Lv 1.5	③			
		停止時	③	2025/2/6		
		地震	③			
		津波	③			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		③	2025/4/3		
	解析コード		①⇒③	2025/11/11	●令和7年11月11日までの審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において大きな論点はなく、引き続き事業者からの説明内容を確認していく。	
	限界温度、限界圧力		①⇒④	2025/11/11	●令和7年11月11日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。	
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	③	2025/6/17	●令和7年6月17日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において大きな論点はなく、引き続き事業者からの説明内容を確認していく。	
		高圧注水・減圧機能喪失	③			
		全交流動力電源喪失	④	2025/8/7		
		崩壊熱除去機能喪失	④			
		原子炉停止機能喪失	③	2025/6/17		
		LOCA 時注水機能喪失	③			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	③			
	CV	過圧破損	④	2025/8/28		
		DCH	①⇒④	2025/10/16		
		FCI	①⇒④		●令和7年10月16日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。	
		MCCI	①⇒④			
		水素燃焼	④	2025/8/28		
	SFP	想定事故1	①⇒④	2025/11/11		
		想定事故2	①⇒④			
		崩壊熱除去機能喪失	①⇒④			
		全交流動力電源喪失	①⇒④			
		原子炉冷却材の流出	①⇒④			
		反応度誤投入	①⇒④			
重大事故等対処施設関係	1.0	43条	共通	①⇒③	2025/12/16	●令和7年12月16日の審査会合において、事業者から、可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートについて説明がなされた。これに対し、地盤・斜面の安定性の審査状況を踏まえた影響の有無について改めて説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●上記のほか、令和7年12月16日までの審査会合において、事業者から、有効性評価の説明に併せて、関連する設備・手順等について説明がなされた。引き続き、各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	1.1	44条	ATWS	②⇒④	2025/6/17	
	1.2	45条	高圧時冷却	②⇒④	2025/8/7	
	1.3	46条	減圧	②⇒④	2025/10/16	
	1.4	47条	低圧時冷却	②⇒④	2025/11/11	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	②⇒④	2025/8/7	
	1.6	49条	CV 冷却	②⇒④	2025/10/16	
	1.7	50条	CV 過圧破損防止	②⇒④	2025/10/16	
	1.8	51条	CV 下部注水	②⇒④	2025/10/16	
	1.9	52条	CV 水素対策	②⇒④	2025/10/16	
	1.10	53条	RB 水素対策	②⇒④	2025/10/16	
	1.11	54条	SFP	①⇒④	2025/11/11	
	1.12	55条	建屋外 RI 抑制	①	-	
	1.13	56条	水源	①	-	
	1.14	57条	電源	①	-	
	1.15	58条	計装	①	-	
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-	
	1.17	60条	監視測定	①⇒④	2025/11/11	
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-	
	1.19	62条	通信連絡	①	-	
	2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)			④	2025/9/5	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)			①⇒③	2025/11/27	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)			②⇒④	2025/11/27	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)			①	-	●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	備考					

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表
(特定重大事故等対処施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 3号炉

・ ・ ・ 21

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和8年1月6日時点】

審査項目		ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	-
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-
		耐震設計方針	①⇒④	●令和7年12月18日の審査会合において、令和7年9月2日の審査会合で論点とされた設計裕度の考え方を含め、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	津波(第40条)	耐津波設計方針	①⇒④	●令和7年12月18日の審査会合において、令和7年9月2日の審査会合で論点とされた敷地内浸水の考え方を含め、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	火災 (第41条)	①	-	●今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)	①⇒④	2025/11/20	●令和7年11月20日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。今後、CV破損防止対策の有効性の確認、技術的能力等の審査項目において、新たな論点が明らかになった場合は、改めて審査会合で説明を求める。
	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)	①⇒②	2025/10/7	●令和7年10月7日の審査会合において、事業者から新設建屋等に係る設計方針について説明がなされた。既設建屋等に係る設計方針について、引き続き、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	特重施設 (第42条)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	①⇒④	2025/11/20
		炉内溶融炉心の冷却機能	①⇒④	2025/11/20
		CV内溶融炉心の冷却機能	①⇒④	2025/11/20
		CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	①⇒④	2025/11/20
		CVの過圧破損防止機能	①⇒③	2025/11/20
		水素爆発によるCV破損防止機能	①⇒④	2025/12/18
		サポート機能(電源設備)	①⇒④	2025/11/20
		サポート機能(計装設備)	①⇒④	2025/11/20
		サポート機能(通信連絡設備)	①⇒④	2025/11/20
		緊急時制御室	①⇒④	2025/12/18
		使命期間(第3号)	①	-
		CV破損防止対策の有効性の確認(主に第2号)	①	-
	技術的能力	1.0 共通	①	-
		準備操作	①	-
		原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧	①	-
		炉内溶融炉心の冷却	①	-
		CV内溶融炉心の冷却	①	-
		CVの冷却・減圧・放射性物質低減	①	-
		CVの過圧破損防止	①	-
		水素爆発によるCV破損防止	①	-
		サポート(電源)	①	-
		サポート(計装)	①	-
		サポート(通信連絡)	①	-
備 考				●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注3)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。